

令和4年生駒市農業委員会第4回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和4年4月13日(水)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402 会議室
出席者 議長 10 番 中本 真人
農業委員会委員
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美
9 番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊

傍聴者 1 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
4. 公共転用について
5. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
 - 令和3年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会資料
 - 2022年農業委員会活動記録セット(農業委員、農地利用最適化推進委員)
 - 相続登記の申請が義務化されます！(パンフレット)
 - 農業通信
 - 生駒市農業委員会連絡先
 - 勤務管理報告書(書式)
 - 農政なら
- 主幹 出席者数による会議の成立を確認
傍聴人 1名
生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼
- 議長 開会宣言
議事録署名委員の指名
1番 辻 委員、2番 山本 委員、3番 中井 委員
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 〔議案読み上げ〕
農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。
- No.1の申請地の位置について
別紙位置図の地図番号(1)で、生駒北小中学校より東へ約400m、宮方橋バス停より北東へ約600mのところの位置する高山町地内の農地1筆
- 申請理由について
本農地の譲渡人は、父親より相続した農地を耕作していたものの、高齢の為耕作を縮小している所で、令和2年には利用権設定により近隣の方に貸し出しており、今回の農地についても、住所地より離れているため、本人は耕作できず、知り合いの方に畑として耕作してもらっていた。
また譲受人は、令和2年に農地の贈与を受け、新規就農者となり、露地野菜等を作付けしている。今回の農地についても、ほうれん草・トマト・なす等の夏野菜を作付けする予定である。
- 要件について
耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.2～5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、南田原交差点より東に約300m、光明中学校より北へ約100mのところの位置する南田原町地内の農地4筆

申請理由について

本農地の譲渡人は、父親より相続した農地を所有しているものの、現在は横浜市在住であり、多くの農地を近隣の方にお手伝いしてもらいながら維持してきた。

一方譲受人は、寝屋川市在住でありながら、市内に多くの農地を所有し、耕作している。今回の農地も引き続き水稻を作付けする予定で、周辺の農地も水稻であり迷惑をかけないように耕作する予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.6～7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、獅子ヶ丘団地口バス停より北東に約300mのところの位置する高山町地内の農地2筆

申請理由について

本農地の譲渡人は、現在は枚方市在住であるが、以前は四條畷市にお住まいであり、当時の163号線の拡幅により代替地として購入した農地となっている。現在は、隣地で耕作している今回の譲受人がお手伝いをしている状況である。

一方譲受人は、平成23年に3,387㎡の農地を借り受け農業者となり、現在は7,652㎡を借り受ける農家になっている。今回隣地のお手伝いをしていることに伴い、所有権移転の話が進んできたものである。

現在のハウス栽培では、問屋からの依頼により、主にわさび菜やトマトを耕作・出荷しており、今回の農地では、ブロッコリーや大根・白菜等を作付けする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.8～17の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、傍示バス停より北西に約400mのところに位置する高山町地内の農地10筆

申請理由について

本農地の使用貸人と使用借人は親子である。高齢の父親に代わり次男が使用貸借契約を行い耕作する事となった。現在も水稻や野菜を栽培しており、引き続き、水稻、ほうれん草、ジャガイモ、サツマイモ等を作付けする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、有里町交差点より西約700mに位置する有里町地内の農地1筆

申請理由について

譲受人である個人は、この農地の南東側に隣接している住宅・事務所・駐車場を所有し、造園業を営んでいる。今回の農地転用を含め、さらなる事業拡大による青空資材置場の確保としての利用を考えている。今回の農地については、切盛りをして平坦にし、雨水については自然浸透と北西側にある私設水路へ放流することとしている。

また譲渡人は、父親より農地を相続したものの、今回の農地については自宅より離れており、以前より草刈りをする程度であった。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく、雨水は主に水路への放流としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、本申請は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第4号 「公共転用について」

報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～27、29については、相続により所有権を取得された農地について届出されたものであり、No.28については、相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1の申請地については、地図番号(6)であり、山崎浄水場から南に約500mのところに位置する中菜畑1丁目地内の農地1筆である。宅地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要だが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出ができたものである。

本届出地については、地図番号(7)であり、南田原公民館から南東に約200mにある南田原町地内の農地2筆の各一部である。届出者は農業用倉庫を目的とした転用をすることとなったものである。

報告第4号「公共転用について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告の転用については、転用者が県である場合、農地法第5条第1項第1号に規定により、農地法の転用手続が不要となるが、そのままだと、農業委員会として、転用行為を把握することができないことから、農地転用の届出を出していただいたものであり、郡山土木事務所が届出を行い、国交省により買収されることとなる。

申請地については、地図番号(8)であり、近鉄萩の台駅から北西の約100m～200mの範囲に位置する小瀬町地内の農地15筆である。

道路改良の用地として永年使用する報告である。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～2、12については既に山林化していると判定している。

No.3については昭和年代から宅地として利用してきたものである。

No.4～10については原野化していると判定している。

No.11については10年以上前から駐車場として利用してきたものである。

なお、No.1～2については昨年6月委員会での報告がなかったことが点検する中で分かったため、改めてご報告申し上げているものなのでご了承ください。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主査 農業通信の説明を担当委員に依頼

○委員 農業通信について説明

市政50周年記念事業として、親子ふれあい農業体験野菜作りを実施・活躍中の農業者の紹介・農地の意向調査・農地の相続についての記事等について説明

次回は11月頃の刊行を目指している。

○主幹 令和3年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会資料について説明

1月24日にいかるがホールで開催予定だったが、新型コロナウイルス拡大の予防のため欠席した。今回農業会議より資料をいただいたので配布する。

○主幹 2022年農業委員会活動記録セットについて説明

活動記録簿の中には色々な用語の記載がある。10ページ以降にある記載例を参考に記載いただき、勤務実績報告書作成時にご活用いただきたい。

○補佐 相続登記の申請が義務化されます！（パンフレット）について説明

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、相続登記の申請が義務化される。相続登記の申請については2年後の令和6年4月1日から義務化となる。義務化の施行日前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務化される。本人が行うことが難しい場合は司法書士に依頼することもできる。

主な留意点としては、義務化の対象者は相続や遺贈により不動産を取得した相続人。申請義務の履行期間は相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内。正当な理由がなく登記の申請を怠った場合は10万円以下の過料となっている。そして相続人申告登記の創設というのが新たに設けられている。簡単な手続きになるとはわかっているが、詳しいことは分かり次第報告する。

○補佐 農政ならについて説明

奈良県農業会議より発行されたものである。ご一読いただきたい。

- 主査 生駒市農業委員会連絡先について説明
異動により吉岡局長補佐が着任し、連絡先を更新したためお渡しする。
- 主査 勤務管理報告書について説明
今年度用に改めて書式をお渡しするので、これを利用していただきますようお願いしたい。
- 主査 農地利用最適化交付金事業について説明
勤務管理報告書は、3月分については農地利用最適交付金の請求の都合により3月末までの提出をお願いしており、無事ご提出いただいた。
農地利用最適化交付金の額面は、これで確定し処理中だが、5月頃にはみなさんの口座の方に振込できると思うので、ご確認の方をお願いしたい。
- 主査 生産緑地の希望額面について説明
生産緑地の斡旋に関して、額面が高額であり斡旋のしようがないという話があった。都市計画課に額面にどこまで従うべきか確認をしたところ、あくまで申請者の希望額であり、都市計画課は希望額を加減することはできない。そして農地所有者と直接交渉の上引き下げるのは致し方ない、構わないということであった。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 意向調査のアンケートはどのくらい戻ってきているのか教えてほしい。
- 主査 417名が調査対象で、前は263名の回答があったと報告したが、その後、個別に対応いただいたおかげで88名増えて351名の回答をいただいた。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 主幹 次回の日程について
定例会 令和4年5月13日(金)午後2時 401・402 会議室
現地調査 令和4年5月10日(火)
5月9日(月)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後3時00分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第4回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番 辻 英雄

議席番号 2 番 山本 利昭

議席番号 3 番 中井 啓二
